

被爆者援護法第1条第3号に係る審査指針

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）第1条第3号に規定する、「前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」についての審査指針を、法第1条第3号に関する訴訟の平成21年3月25日広島地方裁判所判決を踏まえ、次のとおり定める。

次の1から3までのいずれかに該当する者は、法第1条第3号に該当すると認めることとする。

また、1から3までに該当しない被爆状況については、1から3までに相当する被爆事実が認められるかについて個別に審査を行うこととする。

なお、これらの判断は、別に定める「被爆者援護法第1条第3号に係る審査指針の運用のガイドライン」によることとする。

原子爆弾が投下されたその後

- 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（以下「政令」という。）第1条第2項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の政令別表第二に掲げる区域以外の区域において、被爆して負傷した者が多く集合していた環境に相応の時間とどまったと認められる者
- 2 被爆して負傷した者が収容されている環境にいたが、1に該当しない者については、政令第1条第2項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の政令別表第二に掲げる区域以外の区域において、被爆して負傷した者との接触により、1に該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められる者
- 3 被爆した者の輸送又は被爆した者の死体の処理に従事し、被爆して負傷した者と接触があった者については、政令第1条第2項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の政令別表第二に掲げる区域以外の区域において、1に該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められる者

被爆者援護法第1条第3号に係る審査指針の運用のガイドライン

- 1 被爆者援護法第1条第3号に係る審査指針（以下「審査指針」という。）の1の「被爆して負傷した者が多く集合していた環境」について
次の環境（屋外を除く。）を「被爆して負傷した者が多く集合していた環境」に該当するものとする。
 - (1) 15名以上の被爆して負傷した者が収容されている収容施設等
 - (2) 5名以上の被爆して負傷した者が収容されている病室等（出入口以外は壁等で閉ざされ、比較的狭小な部屋等として独立している空間に限る。）
- 2 審査指針の1の「相応の時間とどまった」について
次の場合を「相応の時間とどまった」に該当するものとする。
 - (1) 2日以上収容施設等にいたことが確認できる場合
 - (2) 1日であっても午前及び午後に収容施設等にいたことが確認できる場合
- 3 審査指針の2及び3における「1に該当する者と同程度以上の被爆状況」について
被爆して負傷した者と1日当たり5名以上の接触が認められる場合を「1に該当する者と同程度以上の被爆状況」に該当するものとする。
- 4 個別の審査について
 - (1) 次の場合を個別の審査を行う対象とする。
 - ア 海上被爆の場合
 - イ その他上記1から3までの運用により審査指針の1から3までに該当しない場合
 - (2) 個別の審査は、申請者の被爆の状況を総合的に勘案して判断するものとする。